

## 2022 年度競技規則修改のポイント及び解説

### ○TR17.4.3、TR17.4.4 について

・TR17.4.3、TR17.4.4 は曲走路の内側を踏んだ時の扱いが変わるというものである。既にニュース新聞等でも報道されているので話題になっている。そもそも今回の WA の修改正になったきっかけは、2018 年のバーミンガムの世界室内陸上の男子 400m で 5 人全員が失格したことからである。1 人がまずフライングで失格し、残り 4 人が走ったが、大会側が映像を見返したところ、全選手がラインを踏んでいたということで全員が DQ という非常に珍しい結果になった。これを受けて WA で検討した。

・17.4.3 はレーンの割当がある場合で、レーン侵害は内側の線に触れた（踏んだ）場合、1 回では失格とはせず、2 回以上で失格となる。内側の線を完全に超えて隣のレーンに入った場合は 1 回でも失格となる。17.4.4 はレーンの割当がない場合で、縁石に触れたあるいは縁石の中に入っても 1 回（歩）だけなら失格にならないが、2 回（歩）だと失格になる。17.4.3 と 17.4.4 の違いは、レーンを使用するかしないかにより、内側の線や縁石を超えて 1 回でも完全に内側に入ったら失格になるのが 17.4.3、縁石の内側に入っても 1 回だけでは失格にならないのが 17.4.4 である。

・グリーンノート（注意書き）では、リザルトと次ラウンドのスタートリストにはレーン侵害があったことを表示するよう求めている。レーン侵害は次のラウンドに繰り越すルールで、同一種目の場合に適用されるが、他の種目には適用しない。

混成競技の場合は同一レース中に 2 回レーン侵害があったら失格になるが、他の種目への繰り越しはない。

・記録については 17.4.3、17.4.4 に 1 回違反しただけでは失格になっていないので、記録は認められる。1 つのレースで複数回踏んでしまった、前のラウンドと次のラウンドで踏んでしまった場合は失格になるので記録は認められない。

・監察員の役割は何にも変わらない。監察員の役目はレース中に起きたことをありのまま報告することである。ビデオ監察があれば良いが、完べきではない。最後は人の目で判断する。審判長はこの条文を適用して「失格とする」「失格としない」のかをよく理解しておく。情報共有では、監察から報告が上がってきたときに誰が 1 回目なのか情報を共有する方法を工夫することが必要である。

・ブレイクラインマーカーを蹴った場合はどうなるかという質問があったが、ブレイクラインマーカーは縁石ではないので、蹴った後、その足がどこを踏んだかで判断する。

### ○靴に関する規定について

・TR5.2 競技用靴については、靴に関する規定が「競技用靴に関する規定（Athletic Shoe Regulations）」にまとめられている。購入時のインナーソールは厚さに含まれる。カスタマイズは認められるが、WA クラスの競技会に出場する選手は WA に事前の申請、承認が必要となる。

・国内での競技用靴のルールについて、基本的には競技規則は WA と同じであり、国内適用ではスパイクの計測はこれまでと同じ。国内の競技会のほとんどは WA ランキングポイント対象競技会ではないため、国内でのカスタマイズの事前承認は不要とする。WA の承認靴は毎週のように WA から発表があるので、リストに載っている靴であれば問題ない。

・運用について、WA は事前チェックから必要に応じて事後チェックを行うようにシフトしていく。カスタマイズについては事前承認が必要。国内では必要以上に事前に現物チェックや届け出は行わない。事後チェックを限定的に実施していく。(日本記録・エリア記録・世界記録が出た場合)。ただし、国際大会は WA 規則に従うため、カスタマイズ靴は事前に WA への事前届け出・承認が必要。陸連主催大会等では着用靴の事前届出書の提出を求めるケースもある。周知するために、大会要項・競技注意事項で明示する必要があると考えている。

○フィールド種目の試技時間の変更について

・TR25.17 フィールドの試技時間について、オリンピック・パラリンピックでの ITO の指摘を受け WA に確認し、「単独種目・混成競技ともに連続試技の場合、残っている人数に関係なく高さが変わった時も連続試技の時間を適用する」ように変更する。

○走幅跳・三段跳の踏切り判定について

・TR29.3、29.5、30.1 他 粘土板の扱いについて、「置かなければいけない」から「置くことができる」に変更する。ビデオカメラなども判定に使用が出来るようになる。ただし、ビデオカメラを使用する場合には粘土板は使わず、ビデオカメラを使用しない場合には粘土板を使うことを基本とする。ビデオカメラ・粘土板は補助用具であり、判定の正確性向上、抗議などに備えて使用するものである。粘土板の角度は 45 度から 90 度になる。

粘土板を使用して判定を行う際は、「粘土板に痕跡残った場合には無効試技とする」に変更する。

○円盤投げ・ハンマー投げの無効試技・囲いの境界について (TR32.14)

・右投げの場合、左側のネットにあたってセクター内に落ちるケース、左投げの場合、右側のネットにあたってセクター内に落ちるケースは無効試技とする。

○スタートリスト・結果に記載する略号 (CR25.4)

・レーン侵害は「L」を使用し記載する。運営システムを作成しているメーカーには対応を依頼中。

・集計表などを作成して、審判長・監察員主任・記録情報処理員などが手元で管理するとよいのではないか。

○世界記録が公認される種目 (CR32)

・世界記録が公認される種目では競歩の 35000m (トラック)、50 km、35 km が追加になった。ペナルティーゾーンでは 35000m、35 km の時間が追加された。30000m の世界記録は削除になった。日本記録も同じように扱う。

○記録申請の早期化・明確化 (CR37.2、37.4.7、37.8)

・30 日以内から、できるだけ速やかに (競技終了後 1 週間程度を目途) に変更

○スタートに関する口頭抗議（TR8.4.1）について

・あくまでも国際扱いのままとする。レース後における通常の抗議（TR8.4.2～8.4.4）は、国内でも認めることとする。

・フィールド競技についても現場での口頭抗議は引き続き、認めない。

○CR28、CR13

・審判員の名称変更 計測員（科学）→ 科学計測員

○競技会役員（CR13、CR28）

（変更前）審判長、競歩審判員主任、スターター、マーシャル、医師は明確な方法で区分する。

（変更後）審判長、各主任、マーシャル、医師は明確な方法で区分する。

・スターターがこれまで通りオレンジ色等の服装を着ることを妨げるものではないが、必ず着なければならないということではない。